第六条中「第二十五条第一項」を「第二十八条第二項」に、「求め」を「請求」に改め、同条を第九条とする。

第五条中「第二十四条第一項第四号」を「第二十七条第一項第四号」に改め、同条を第八条とする。

第四条中「第二条第五項」を「第二条第七項」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の二条を加える。

（匿名加工情報データベース等）

第六条　法第二条第十項の政令で定めるものは、これに含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

（要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合）

第七条　法第十七条第二項第六号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

二　法第二十三条第五項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

第三条中「第二条第五項」を「第二条第七項」に改め、同条を第四条とする。

第二条を削る。

第一条中「個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項第二号」を「法第二条第四項第二号」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二条第四項の利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。

二　不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。

三　生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

第一条を第三条とし、同条の前に次の二条を加える。

（個人識別符号）

第一条　個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの

イ　細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名ＤＮＡ）を構成する塩基の配列

ロ　顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ　虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ　発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ　歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ　手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト　指紋又は掌紋

二　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号

三　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号

四　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号

五　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード

六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号

七　次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

イ　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第二項の被保険者証

ロ　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第三項の被保険者証

ハ　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十二条第三項の被保険者証

八　その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

（要配慮個人情報）

第二条　法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。

二　本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三　健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四　本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五　本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第三十九条」を「第三十五条」に改める。

第三十六条中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第三十七条中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に、「第四十二条第二項」を「第四十条第二項」に改める。

第三十八条中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第三十九条第一項及び第二項中「第四十二条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同条第三項中「第四十二条第二項」を「第三十八条第二項」に、「第四十四条第二項」を「第四十条第二項」に改め、同条第四項中「第四十二条第二項」を「第三十八条第二項」に改める。

第四十条中「第四十二条第三項」を「第三十八条第三項」に改める。

第四十一条第一項中「第四十二条第四項の」を「第三十八条第四項の」に、「第四十二条第四項ただし書」を「第三十八条第四項ただし書」に改め、同条第二項及び第三項中「第四十二条第四項」を「第三十八条第四項」に改める。

第四十三条第一項中「第四十六条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同条第二項の表第十八条第一号の項中「第四十七条」を「第四十三条」に改める。

別表第十九号中「第三十二条」を「第四十条第一項」に、「の徴収」を「若しくは資料の提出の求め又は立入検査」に改める。